

一般社団法人産業保健法学研究会

第5期事業計画書

(2016年11月1日から2017年10月31日まで)

1 事業の経緯

本法人は、2012年11月1日に設立され、翌2013年10月31日に西税務署長宛に届出を行い、同年11月1日に税法上の非営利型法人となって以後、非営利の性格を基礎としつつも、民間資格の発行と、それを取得するための講座の運営を中心とする事業を営んでいる。

その後、2015年2月に学術団体として法人を再編し、爾来、不要なサービスを削減し、低価格化する方針（基本的な講座受講料は、1期講座の約20万円超から始まり、4期講座以後9万5000円まで引き下げられている）で現在に至っている。

2015年9月より、(一財)日本予防医学協会（西日本事業部：〒530-0047 大阪市北区西天満 5-2-18 三共ビル東館 6階）が事務局運営を支援して下さっており、事業の安定化に大きな貢献を果たしている。

4期資格講座を終えた段階で、年会費を支払う会員数は約160名（正会員約140名、準会員約20名）、メンタルヘルス法務主任者資格者は約230名、資格者用メーリングリストの登録者数約230名に至っている。

2 今期の事業方針

1) 「産業保健法学」という学問領域の体系化を図る。具体的には、産業保健法学に関する著書の発刊を図る。

2) 「産業保健法務主任者」という民間資格の創設の可能性を探る。

3) サービス内容の「選択と集中」による事業（収支）の安定化、法人事業の公益性と学術的誠実さを重視する方針は継続する。

4) 会費を支払っている会員向けのサービスの充実化を図る方針も継続する。

5) 運営上多大な支援を頂いている(一財)日本予防医学協会に対して可能な貢献を検討し、実践する方針も継続する。

3 実施する事業

(1) 事例検討会

東京2回、大阪2回。

大阪会場については、関西福祉科学大学 EAP 研究所と共催する。経理面では同研究所に委託し、産保法研は収支のプラスマイナスに応じて手数料を授受する。各会の検討内容は、同研究所の紀要に掲載される予定。

東京会場での検討内容は、産労総合研究所の労務事情誌に掲載される予定。

(2) 第6期資格講座

【第6期資格講座】

2017.5.13-2016.8.26

認定試験：2017.9.30

全6回（+認定試験1回）・東京のみ

*第6期の受講料(DVD代金その他付随する商品やサービスの代金)も第4・5期と同額とする。

(3) 紙面による活動報告

産労総合研究所「労務事情」誌で、事例検討会(東京会場)の記録を公表する。

講座での講義内容をまとめ、産業医学振興財団「産業医学ジャーナル」誌で公表したうえで、産業保健法学に関する体系書を発刊し、以後の講座の参考書とする(担当：三柴)。

産業精神保健法学に関する英字でのモノグラフを公表する(担当：三柴)。

(4) 会員向けメールマガジンの発行

編集は石見忠士氏(産業カウンセラー協会内厚生労働省委託事業「こころの耳」事務局長)が担当し、主な内容は、メンタルヘルスに関する厚生労働省の政策関係情報と、法人会員らによるリレーメッセージから成っている。

また、主宰者の三柴より、メンタルヘルス法務に関する最新の原稿などが臨時に配信されており、今後も継続する予定。

(5) 会員からのメールによる相談の受付

第4期に開始されたメールによる相談制度を継続する。引き続き、1期生の江口智之氏(社会保険労務士)、2期生の西園寺直之氏(弁護士)、4期生の吉田(梅原)麻衣子氏(精神科医・産業医)に相談員を委嘱する予定。

(6) 専門家とのマッチング・サービス

依頼があれば、事務で受け付け、三柴の指示に基づいて事務が手配する。

4 課題

産業保健法学の確立。

産業医、企業人事の受講者の増加。